

厚木市史たより

第33号

令和7年(2025)9月1日

題字は渡辺華山筆「游相日記」から文字を抽出して作成したため、清音の「たより」としました。

厚木の則天文字

元厚木市史編集専門委員会委員

明治大学兼任講師 荒井 秀規

1 則天文字の銅印

則天文字は、中国史上唯一の女帝である唐の武則天(周を建国して在位六九〇〜七〇五。持統四年〜慶雲二年)が定めた新しい文字です(図1)。中国では、七〇五年に武則天が失脚して、その使用が停止されましたが(八三七年再度停止)日本では唐への憧憬のなかでその一部の使用が続ぎ、有名なところでは、水戸黄門徳川光圀の名に使われ、京都市山科の本圀寺など光圀のゆかりの寺院名として今に伝わります。

漢字	則天文字	備考
照	𪛗	載初元年正月(689・12)制定
天	𪛖(元・西)	載初元年正月(689・12)制定
地	𪛘	載初元年正月(689・12)制定
日	𪛚・𪛛	載初元年正月(689・12)制定
月	𪛜・𪛝・𪛞→𪛟	載初元年正月(689・12)制定
星	𪛠	載初元年正月(689・12)制定
君	𪛡→𪛢	載初元年正月(689・12)制定
臣	𪛣	載初元年正月(689・12)制定
載	𪛥	載初元年正月(689・12)制定
初	𪛦	載初元年正月(689・12)制定
年	𪛧・𪛨	載初元年正月(689・12)制定
正	𪛩・𪛪・𪛫	載初元年正月(689・12)制定
授	𪛬・𪛭	天授元年九月(690・10)制定
證	𪛮・𪛯	證聖元年正月(694・11)制定
聖	𪛰	證聖元年正月(694・11)制定
國	𪛱	證聖元年(695)四月頃制定
人	𪛲	聖曆元年正月(697・12)制定
除	𪛳	『新唐書』・則天武皇后傳
幼	𪛴	清・呉任臣『字彙補』
生	𪛵	北宋『宣和書譜』
應	𪛶	清・呉任臣『字彙補』

図1 則天文字一覧

*(年・月)の西暦換算は、王維坤「則天造字と日本における「則天文字」の受容」(上田正昭編『古代の日本と渡来文化』)による。一部則天文字として認めない見解もある。

また、現在の人名でも、苗字は圀府寺さん、名前は圀彦・圀男・圀夫・圀弘・圀俊など、「圀」の字が使われてきました。この「圀」字の誕生については、従来の「國」は「クニを惑わす」に通じるとして、「或」に替えて武則天の「武」をクニ構えの中に入れる字が考案されましたが、それでは「囚」人のように武則天を閉じ込めることにもなるので良くないとなり、最終的には八方世界を囲む「圀」の字が創造された、という逸話を唐の詩人張鷟がまとめた説話集『朝野僉載』に見えます。

さて、厚木市では、飯山から「證」の則天文字である「𪛮」の変形の「𪛮」を印面とする銅印が出土しています(図2)。総高三・六cm、印台高〇・七cm、印面三・九cm×三・九cmで、平安末期のものと想定されています(相羽勝「厚木市飯山出土の銅印」伊勢原市教育委員会『文化財ノート』二一九九二年)。則天文字の印の出土例は全国的にも唯一のようです。

律令法では、印の大きさが公文書などを規定する公式令の天子神璽条に、定められています。それは、五位以上位記や諸国に下す公文に捺したがる「内印」(天子神璽)が方三寸(約八・七cm)。六位以下位記や太政官文案に捺される「外印」(太政官印)が方二寸半(約七・三cm)。太政官に進上する公文(解)や案・移・牒などに捺される「諸司印」が方二寸二分(約六・四cm)。地方から都に進上する公文・案、調物(布ほか)に捺される「諸国印」が方二寸(約五・八cm)です。

したがって、飯山出土の則天文字の銅印は、公印ではなく、それより小さな私印となるのでしょうか。もちろん字の意味としては証書・証明の「証」ですから、地元の家系などが土地の売券などに捺したのではないのでしょうか。

実はこの銅印の印面は、左右が逆です。本来は捺印が「𪛮」となるのが正しいのですが、これは印面が「𪛮」となっていて、これでは捺したときの文字は左右反転してしまいます。おそらく、印面を彫るときに、則天文字の見本を見ながら、その珍しさにつられて、うっかり見たまま彫ってしまったのでしょう。その製作は相模国内か平安京か、それはわかりませんが、則天文字を使いこなした文化が厚木にあったことは確かです。



図2 厚木市飯山出土の銅印 個人蔵

される「内印」(天子神璽)が方三寸(約八・七cm)。六位以下位記や太政官文案に捺される「外印」(太政官印)が方二寸半(約七・三cm)。太政官に進上する公文(解)や案・移・牒などに捺される「諸司印」が方二寸二分(約六・四cm)。地方から都に進上する公文・案、調物(布ほか)に捺される「諸国印」が方二寸(約五・八cm)です。

2 則天文字系統の墨書土器

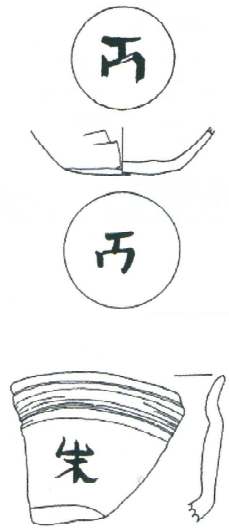


図3 則天文字の墨書土器

古代の則天文字の資料には、墨書土器もあります(図3)。とくに多いのは、「至」(人)、「市」(正)、「〇」(星)などですが、厚本市の出土例としては、峯ヶ谷戸遺跡(上依知)から則天文字の「西」(天)の可能性があるものが出土しています。

また、下依知大久根遺跡の「山木」のように見える字は則天文字の「塞」(地)の変形とも考えられます(鈴木靖民「古代の愛甲に関する二、三の憶説」厚本市史たより 十五、一〇一六年)。

なお、この「塞」(地)は、近隣では、東京都三鷹市牟礼の人見街道が玉川上水を渡る橋「どんどん橋」のたもとにある宝暦七年(七五七)の供養塔に「太平餘澤塞久」と刻まれています。

3 則天文字の輸入と利用

日本へ則天文字が伝わったのは、大宝二年(七〇二)に渡航し、慶雲四年(七〇七)三月に帰国した遣唐副使巨勢邑治一行らがもたらしたと考えられています(大使粟田真人は慶雲元年に帰国)。

日本における則天文字の古い例には、①正倉院に伝わる慶雲四年七月二十六日書写「王勃詩序」(唐の詩人王勃の詩集の序文)に十二種類の則天文字が見られますが、これは書写された原本(遣唐使の将来品)にもともとあった則天文字ですから、日本での使用例

とはなりません。また、②正倉院の「聖語藏」と呼ばれている校倉に伝わる天平十二年(七四〇)五月一日の奥書のある「仏説宝雨經」にも十三種類の則天文字が使われています。これは唐で書写された「仏説宝雨經」(六九三年・持統七年に訳出)が日本に伝わり、それを天平十二年に光明皇后発願の写経事業のなかで書き写したものです。したがって、これも厳密には、日本の則天文字の使用例になりません。

では、日本オリジナルの則天文字の使用の初めはいつでしょうか。目下のところ、それは、③和銅元年(七〇八)十一月二十七日の青銅製「下道圀勝・圀依母夫人骨藏器」の銘文です。吉備真備の祖母の骨葬器で、真備の父に当たる「下道圀勝とその弟圀依の兄弟二人の母の骨藏器であるから、後世の人は移動したり壊したりしてはいけない」と刻まれています。

真備が持統九年(六九五)生まれですから、その父圀勝は武則天が帝位につく前の天智・天武朝の生まれです。したがって、圀勝・圀依は、はじめは國勝・國依でしたが、あとになって名前を字を変えたか、または骨藏器に名を刻む際に特に「圀」字を用いたのでしょうか。

その次が、④早稲田大学図書館が所蔵している天平勝宝八歳(七六五)二月六日「相摸国朝集使解」です。この文書は、相摸国が平城京左京八条三坊に持っていた調邸(相摸国の出先機関。貢納物の一時保管所)を東大寺に売却したことに関わる文書で、その署名欄に、足上郡や鎌倉郡の郡司代理とともに、「御浦郡司代大田部直「圀成」の署名があります。

この種類の公文は、担当の下級官人が文書と署名欄の官職・官位・氏姓まであらかじめ書いておいて、その下部に決裁者の官人が自分の名前だけを書きまします。つまり、「圀成」は本人の自署です。圀成は、御浦郡(三浦郡)の郡司代理として上京し、相摸国調邸に

詰めていたのでしょう。圀成は、則天文字の日本伝来以後の生まれですから、國勝・國依と違って、生まれたときから「圀」の字が名前に使用されていた可能性もあります。

その場合には、三浦半島にもいち早く則天文字が伝わっていたことになります。横須賀市の宗元寺廃寺からは、奈良県王子町の西安寺と同范の瓦が出土しています。また「御浦」の「御」がヤマト王権に対する敬意を表すように、古代東海道の東京湾渡海の地として三浦半島は古くから中央勢力と結び付いていました。奈良の瓦が導入されたのと同じように、則天文字の伝播も早かったのでしょうか。

4 消滅寸前の則天文字「圀」

則天文字のなかで、奈良時代以降、現在まで氏名に使用されている「圀」ですが、実は、その存続が危ぶまれています。というのは、今日、子供の名前に「圀」の字を使うことができないからです。戸籍法施行規則第六〇条で、子の名に用いることができる漢字は、(一)常用漢字、(二)人名用漢字に限られています。が、「圀」はそのいずれでもありません。

このままでは、いずれは、日本人の名前から「圀」は消滅してしまいます。また、苗字の「圀府寺さん」も、今日では京都府と兵庫県の若干名の方がいらつしやるだけです。

また、外国人が日本に帰化して、新たに日本国籍に載せる日本人の名前(帰化許可申請書に記す「帰化後の氏名」)を作るときも、「圀」の字は使えなくなっています。

ところが例外があります。それは、外国人が帰化せず、日本に在留する場合です(含む永住者)。この件に関しては、法改正が頻繁なので今後どうなるかは不明ですが、令和七年(二〇二五)四月末時点では、在留

外国人のなかで、母国で漢字表記している中国及び韓国の方の「在留カード」及び「特別永住者証明書」の氏名表記に「囿」の字が使え、その表記を通称として用いることができます(在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示 平成二十三年法務省告示第五八二号)。それは、「出入国在留管理庁正字」に「囿」があるからです(入管正字コード五七〇〇番)。

これは、何とも妙な話ではないでしょうか。常用漢字以外でも「子の名に使える漢字」として定めている「人名漢字表」に、「囿」を追加して欲しいところです。

5 厚木の墨書土器(市史の訂正と補遺)

則天文字に限らず、厚木市内の出土文字資料は、令和五年三月刊行の『厚木市史』古代通史編に一覧表と釈図そして解説を付しておきました。ところが、その墨書土器の解説で、則天文字や特殊記号の印刷にいわゆる「文字化け」がありました。ここに正誤を示します。

四八七頁 五行

誤 「派生文字の「脾」「臍」など」

正 「派生文字の「𠂔」「𠂔」など」

四八七頁 十二行

誤 行頭と行末の「鋪」

正 ともに「井」

また、古代通史編に取り入れられなかった墨書土器を再確認しました。それは、平成五年(一九九二)三月刊行の『厚木市史』古代資料編(1)のカラー口絵で紹介されている大久根遺跡第二次調査で出土した墨書土器群です(図4)。そのうち右列中段⑤は古代通史編五〇六頁の釈図No.60、左列下段⑩は同じく

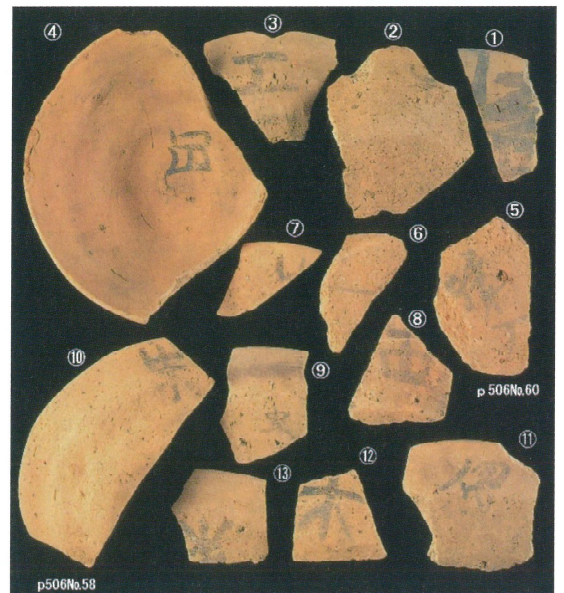


図4 大久根遺跡(第2次)出土 墨書土器

No.58に当たります。そして、それぞれ古代資料編(1)二四五頁のNo.22とNo.20に当たっています。他は、いずれの編にも釈図や説明がなく、字も判読しがたいものが多いのですが、②は大久根遺跡に多い「山木」、③「工」、⑤「口入」、⑧「西」、⑫「木」、⑬も逆さとなっていますが「木」で、⑫と⑬は欠損部に「山」があるのでしょう。そして④と⑨は「中山」の合字が変形したものであると思います。

あわせて、今回改めて撮影した写真を掲げておきます(図5)。通史編の五〇六頁に釈図(No.41~61)があるもので、写真は文字を際立たせるために色合いを加工してあります。

文字は「山木」と「宋」が多く、そのほかNo.52が「臣」でしょうか。「山木」と「宋」は、先述のように則天文字の変形、あるいは「山木」が合字されて「宋」となったのでしょうか。

厚木市では、ほかに、戸田小柳遺跡から文字が刻まれた硯が出土しています。釈図のように「三」に「人」

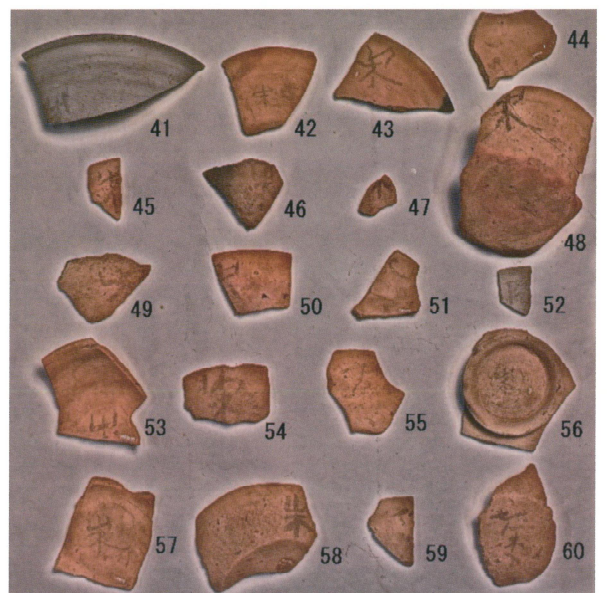


図5 厚木の墨書土器

を重ねたような字で、墨書土器によくある「奉」の略字とも、「春」の略字とも言われています。また、宮の里遺跡(船子)には、「甲午」の墨書土器が出ています。承平四年(九三四)に当たり、土器編年の基準になります。

そのほか、愛名宮地遺跡で村落内に仏堂があった証拠となる「寺」の墨書土器など、厚木の出土文字資料は豊富なものがあります。

金剛寺採集瓦について

元厚木市史編集専門委員会委員
公益財団法人かながわ考古学財団 高橋 香

令和四年(二〇二二)十一月、神奈川県考古学会会長の岡本孝之氏より瓦を採集した連絡をうけ、相模の古代を考える会の研究会席上にて実見させてもらいました。採集場所は、飯山温泉の入口にある花の里、筑菊の展示場の畑の周辺(図6)とのことで、「飯山の金剛寺の門前で、飯山川と飯山観音からの合流地にあり、狭い範囲です。金剛寺については曾根さんの論文にあります。瓦は平瓦と丸瓦があり有段です。平瓦は無文です。厚手です」というメモをいただきました。実際に資料を確認したところ、資料は全部で六点あり、平瓦五点、丸瓦が一点でした(図7)。この採集された資料がどのようなものであるのか、瓦について状況を述べた後、この採集した瓦の位置づけについて少し考えてみます。

採集された瓦のうち、凸面に文様がわずかに確認される瓦は一点だけでした。凸面の特徴はナデ調整で、離れ砂が顕著なものです。側面はナデ調整で一面面取りをし、凹面には布目痕跡が明瞭に残っています。側面側などが残っていない資料も同様な凸面調整で、離れ砂が顕著な状態でした。わずかに残る文様は、格子の、部と考えられますが、残りが悪く全体像がわかりません。でも、中世瓦であることは間違いないようです。



図6 金剛寺瓦採集地点

丸瓦は、玉縁とよばれる部分が残っていました。凸面側はナデ調整、凹面側は布目痕跡が残っていました。側面の調整から判断するとこれも中世瓦であることがわかります。



図7 金剛寺採集瓦

金剛寺は、厚木市飯山に所在する寺院です。現在は曹洞宗の寺院で、室町以前は律宗の寺院であった事が文献等から明らかにされています。これまでに発掘調査は行われてはいませんが、境内から青磁片を含む中世瓦などが採集されている事から中世期の寺院があったと推定され、厚木市史でも紹介されています(『厚木市史』中世通史編)。

市史に掲載されている瓦の種類をあらためて概観してみましよう。軒丸瓦は右回りの巴文で、外区と内区の間には圈線を巡らし、外区は珠文がめぐっています。確認されている軒丸瓦の珠文の大きさはまちまちである事から、複数の瓦当範が存在していた可能性が高いです。軒平瓦は、内区の文様意匠は唐草文と剣頭文の二種が確認されています。剣頭文は下向きで陽刻タイプです。唐草文の軒平瓦は、中心飾り部分はよくわかりませんが、唐草の巻き具合が明瞭なパターンで、上下に唐草が四回反転するものの以外にもう一種類が確認されています。

丸瓦は、有段の玉縁を持つもので、凸面はナデ調整のもの、わずかに縄叩きが残るものの二種が確認されています。平瓦は、凸面の叩き具の調整によって八種類に分類されます。I類としたものは斜格子叩きのもので後述する同じ斜格子叩きのII類と比較すると格子の四角が小さい叩きの平瓦です。離れ砂を多く使用したのでしょいか、瓦の表面に砂が多く付着しています。II類はI類より大きな斜格子叩きの瓦で、端面に「田」の刻印がみられるのが特徴です。III類は、径が約4cm弱の円形の叩きで、側面には菱形紋の刻印があるものもみられます。IV類は横線の中に「大」か「六」といった文字ないしは文様を○の中に配します。V類は方形の区画の中に陽刻の花紋を配しているもの、VI類は同じ方形の区画の中に陰刻の花紋を

配しているもの、VII類はVI類より一回り大きな陰刻の花紋のもの、VIII類は叩きが確認されない、ナデ調整のもの、の以上八種が確認されています。今回みつかったのはこのVIII類の瓦に相当します。

金剛寺の瓦の年代観としては、十二世紀代に該当する瓦は確認されていませんが、文献等で文永八年(一二七〇)の記載が多くみられる事からもこの時期を創建と考えられています。このころから境内が整備されていたことが考えられますが、金剛寺の瓦をみてみると、様々な胎土や焼成の瓦がある事から生産地は多様であった可能性が高いです。軒平瓦の顎の接合をみると、瓦当貼り付け技法で、唐草文の文様意匠が比較的稚拙ではなく、細な表現である事、外区と内区の間は圈線で区画され、外区に珠文を配置するところからも古い様相がみられ、総合的にみて十三世紀半ば〜十四世紀前半頃の位置づけが妥当かと考えられます。また、同じ軒平瓦の剣頭文については、陽刻で下向きの剣頭文である事から、鎌倉の事例を引用するならば十三世紀後半〜十四世紀中葉という位置づけが想定されます。無文の平瓦の時期を十四世紀後半〜十五世紀前半以降として捉えられており、十三世紀中頃〜十五世紀代までと一定期間の瓦の供給があった事が想定されます。この時期に瓦を使用する建物が県内には決して多くなく、その中で金剛寺において長期間の瓦の供給があったことは大きな意義があります。今後、発掘調査などが行われることによって、より仔細に金剛寺が明らかにされていくことでしょう。

厚木市史たより 第33号

令和七年(二〇二五)九月一日発行
編集 厚木市文化魅力創造課
発行 厚木市
住所 神奈川県厚木市中町三一七-一七
電話 〇四六-二二五-一〇六〇
FAX 〇四六-二二三-〇〇四四

「厚木市史たより」は厚木市ホームページにも掲載しております。